

## 第3回 小金井市いじめ防止条例検討委員会 次第

〈日時〉 令和元年12月2日（月）  
午後3時から午後4時45分まで  
〈場所〉 萌え木ホール A会議室

1 教育委員会あいさつ

2 事務局からの説明

3 協議（意見交換）

4 事務連絡

### 【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 会議録（第2回）
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）第2回検討委員会からの変更について
- ・ 小金井市子どもの権利に関する条例
- ・ これまでの取組と現状の課題について

## 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）

令和元年12月2日

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要です。

小金井市では、平成21年3月に子どもの権利条例が策定され、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできました。

未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いであり、小金井市は、学校、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるように、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する、基本理念を定め、市、教育委員会、学校、児童等、保護者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する市立学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

### （基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習

その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者及び市民等その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

（教育委員会の責務）

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

（保護者の責務）

第8条 児童等の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 児童等の保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 児童等の保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

- 第9条 市民等は地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民等はいじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(小金井市いじめ防止基本方針)

- 第10条 市は、国のいじめ防止基本方針及び都のいじめ防止対策推進基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。
- 2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(学校いじめ防止基本方針)

- 第11条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)

- 第12条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
  - (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
  - (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。

(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)

- 第13条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。
- 2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

- 4 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行うものとする。
- 5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 6 対策委員会は、学識経験者を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（小金井市いじめ問題調査委員会）

- 第14条 市長は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。
- 2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会もしくは学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。
  - 3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
  - 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行なった組織の構成員以外のものうちから、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
  - 5 委員の任期は、市長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
  - 6 市長は、第1項の調査委員会を設置したとき、又は第2項の規定による答申があったときは、市議会に報告するものとする。
  - 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、小金井市規則で定める。

（委任）

- 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

小金井市いじめ防止対策推進条例（案） 第2回検討委員会からの変更点について

令和元年12月2日

変更後	変更前	備考
<p>(前文)</p> <p>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要です。</p> <p>小金井市では、平成21年3月に子どもの権利条例が策定され、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできました。</p> <p>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いであり、小金井市は、学校、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるように、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）</u>の趣旨を踏まえ、<u>いじめの防止等に関する</u>、基本理念を定め、<u>市、教育委員会、学校、児童等、保護者、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）</u>及び<u>東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）</u>の趣旨を踏まえ、<u>いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</u></p>	<p>参考として現在の市の基本方針の文言をいれています。（子どもの権利条例の文言を追加しています。）</p> <p>都条例は、基本的に都の管轄している学校に関して規定しているところであることから都条例については削除し、関係者を明確にするために、書き起こしました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じておこなわれるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。</p> <p>3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例(昭和39年条例第11号)第2条に規定する市立学校をいう。</p> <p>4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>5 この条例において「保護者」とは、<u>親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)</u>をいう。</p> <p>6 この条例において「市民等」とは、<u>市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 この条例において「保護者」とは、<u>児童等に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)</u>をいう。</p> <p>6 この条例において「市民等」とは、<u>市内に在住、在勤もしくは在学している者、市内、市内において公益的な活動を行う個人又は事業活動若しくは公益的な活動を行う団体をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 省略</p>	<p>定義では法と同様に定義し、各条の内容によって、「児童等」の文言を追加することで対応します。公益的な活動と限定すると範囲が狭まることもあるため、公益的な部分を削除し、全体を整理しました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>うにすることを旨として行わなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、<u>市、保護者及び市民等その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</u></p> <p>（いじめの禁止）</p> <p>第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。 （市の責務）</p> <p><u>第5条 市は第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</u></p>	<p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、<u>市、児童等、保護者及び市民等その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</u></p> <p>（いじめの禁止）</p> <p>第4条 省略 （市の責務）</p> <p><u>第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、都及び市民等その他の関係者と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</u></p> <p><u>2 市は、法第3章及び第4章にさだめるもののほか、次に掲げるいじめの防止等のための施策を推進しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 児童等がいじめの防止等のための方法について考え、実践する取組みの実施</u></p> <p><u>(2) 保護者が行う家庭教育の支援</u></p> <p><u>(3) 児童等、保護者、学校の教職員及び市民等その他</u></p>	<p>具体的な施策は基本方針で定めます。</p>

変更後	変更前	備考
<p>(教育委員会の責務)  第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>(学校及び学校の教職員の責務)  第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p> <p>(保護者の責務)  第8条 <u>児童等の保護者</u>は子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 <u>児童等の保護者</u>は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 <u>児童等の保護者</u>は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努め</p>	<p><u>関係者がいじめに関し、安心して相談を行うことができる体制の整備</u></p> <p><u>(4) 学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施</u></p> <p><u>(5) 心理、福祉等に関する専門的知識を有する職員の学校への配置</u></p> <p><u>(6) その他、いじめの防止等のために必要な施策</u>  (教育委員会の責務)  第6条 省略</p> <p>(学校及び学校の教職員の責務)  第7条 省略</p> <p>(保護者の責務)  第8条 <u>保護者</u>は子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 <u>保護者</u>は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 <u>保護者</u>は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものと</p>	

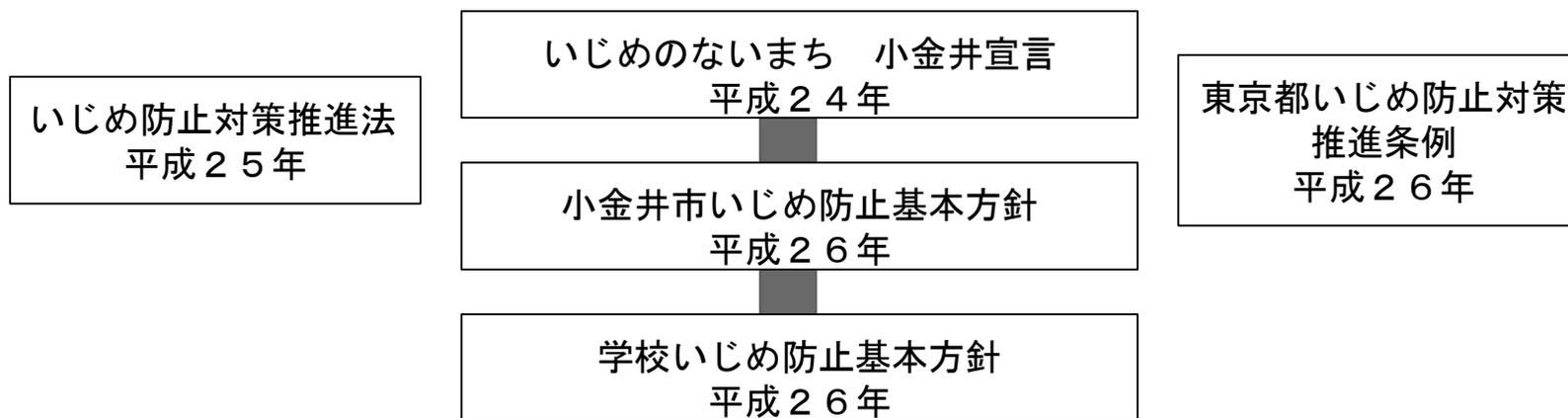
変更後	変更前	備考
<p>るものとする。  (市民等の責務)  第9条 市民等は地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民等はいじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。  (小金井市いじめ防止基本方針)</p> <p>第10条 市は、国のいじめ防止基本方針及び都のいじめ防止対策推進基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。</p> <p>2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。  (学校いじめ防止基本方針)</p> <p>第11条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。  (小金井市いじめ問題対策連絡協議会)</p> <p>第12条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。  (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対</p>	<p>する。  (市民等の責務)  第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(小金井市いじめ防止基本方針)  第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(学校いじめ防止基本方針)  第11条 省略</p> <p>(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)  第12条 省略</p> <p>2 省略  (1) 省略</p>	

変更後	変更前	備考
<p>策の推進に関する事項</p> <p>(2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項</p> <p>(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。 (小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)</p> <p>第13条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下この条において「対策委員会」という。)を置く。</p> <p>2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。</p> <p>3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>4 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第28条調査」という。)を行うものとする。</p> <p><u>5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>6</u> 対策委員会は、学識経験者を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p><u>7</u> 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p>	<p>対策委員会が調査するための根拠規定を追加しました。</p>

変更後	変更前	備考
<p>の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>8 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 (小金井市いじめ問題調査委員会)</p> <p>第14条 市長は、法第30条第1項又は法第31条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項又は法第31条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会もしくは学校が行った法第28条調査の結果について、法第30条第2項又は法第31条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。</p> <p>3 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、当該報告に係る法第28条調査を行なった組織の構成員以外のものうちから、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。</p> <p>5 委員の任期は、市長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。</p> <p>6 市長は、第1項の調査委員会を設置したとき、又は第2項の規定による答申があったときは、市議会に報告するものとする。</p> <p>7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、小金井市規則で</p>	<p>7 省略  (小金井市いじめ問題調査委員会)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>	

変更後	変更前	備考
<p>定める。  (委任)  第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が<u>別に定める。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p>この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>(委任)  第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が<u>定め</u> <u>る。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>規定の整備</p>

## これまでの取組と現状の課題について



### 課題

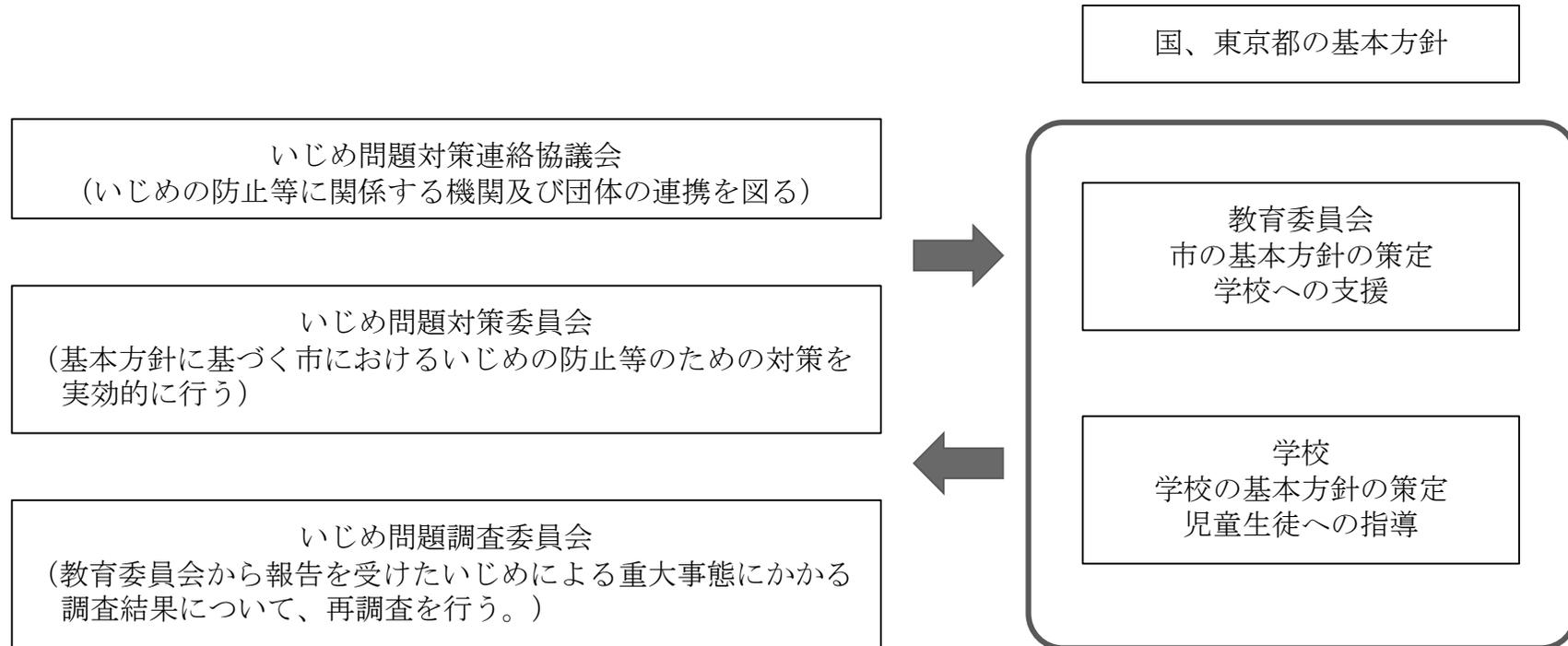
これまで、市、学校の基本方針等に基づいて、いじめ防止等の取組を行ってきたところである。

これまでの取組における課題として

- ・ いじめの重大事態が発生した場合、調査等を行う委員会を速やかに設置することが難しい
- ・ 市のいじめ防止等の取組について、第三者的な立場で検証するようなシステムがない。

いじめ防止等の取組を充実していくために、条例を制定して、組織体制の整備を行うとともに、各自の責務を明らかにすることで、その推進を図る。

## 条例制定後のいじめ防止等の体制



いじめ防止等のために相互に連携をとりながら、いじめのないまち小金井宣言の実現に向けて取組を行っていく。協議会での各機関等との連携や役割の確認を行うことや、市のいじめ防止基本方針などの取組の説明を行いながら、市のいじめ防止等の施策に意見等を反映させながらその質を向上させていく。重大事態における迅速な調査実施とともに、その分析を行うことが可能となる。

## 条例制定後のいじめ防止等の体制の詳細について

### いじめ問題対策連絡協議会

(いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る)

学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民間団体、学識者などを想定する(文科省のいじめの防止等のための基本的な方針より)

### いじめ問題対策委員会

(基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う)

弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉等の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの

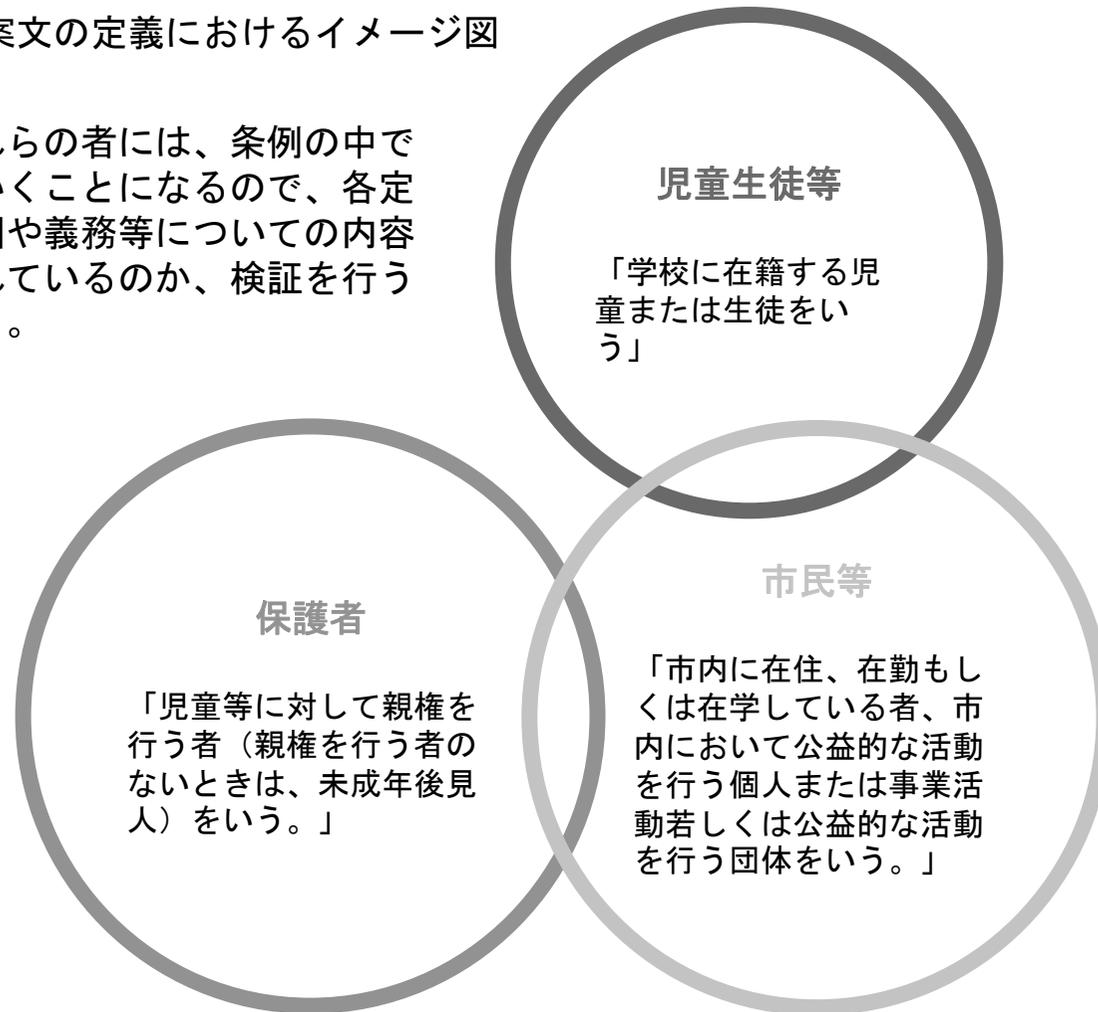
### いじめ問題調査委員会

(教育委員会から報告を受けたいじめによる重大事態にかかる調査結果について、再調査を行う。)

弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉等の専門家等の専門的知識及び経験を有するもの  
公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならない

## 現時点での条例案文の定義におけるイメージ図

定義しているこれらの者には、条例の中で義務が課されていくことになるので、各定義の対象者の範囲や義務等についての内容が正しく規定されているのか、検証を行う必要があると思う。



（市民等の責務）

第9条 市民等は地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等はいじめを発見した場合またはいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。